

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年8月7日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量 県立学校ネットワーク集約用機器一式
- 2 賃 貸 借 期 間 令和8年12月1日から令和13年11月30日までの長期継続契約とする。
- 3 業 務 内 容 「県立学校ネットワーク集約用機器一式賃貸借契約に係る仕様書」のとおりに

二 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育 DX 推進課
〒870-8503 大分市府内町3丁目 10 番 1 号
電話 097-506-5487 FAX 097-506-1831
メールアドレス a31080@pref.oita.lg.jp

三 大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)の利用

本案件の入札は大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)(以下「電子入札システム」という。)で行い、紙による入札は認めないものとする。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか「大分県電子入札運用基準(物品・役務)」による。

四 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件の入札については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- 1 「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年5月1日大分県告示第255号)」のうち、リース・レンタルとしての業種区分を取得している者。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 この公告の日から下記九に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

五 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- 1 使用言語 日 本 語
- 2 通 貨 日本国通貨

六 電子入札システムの入力期間

- 1 入札参加申請期限
令和8年8月7日(金)から令和8年8月14日(金)17時00分
- 2 入札金額の入力期限
入札参加の承認を受けた日から令和8年8月19日(水)13時30分

七 電子入札システムによる開札予定日時

令和8年8月19日(水) 14時00分

八 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時を物品等電子入札システムにより通知する。

九 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。

十 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき(大分県契約事務規則第5条第3項第1号)。
- (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(大分県契約事務規則第5条第3項第3号)。

十一 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

十二 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

十三 落札者の決定方法

- 1 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

十四 特記事項

この入札に係る契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 号の3に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本県は、この契約を変更又は解除できるものとする。

十五 その他

その他の詳細は、入札説明書による。